



2019年8月10日発行 (季刊)

特定非営利活動法人 市民シンクタンクひと・まち社
〒160-0021 新宿区歌舞伎町 2-19-13 ASK ビル 501
TEL 03-3204-4342 FAX 03-6457-6202
E-mail npo@hitomachi.org
URL : <http://www.hitomachi.org>
郵便振替口座 00170-6-410791 NPO 法人市民シンクタンクひと・まち社

「子どもの権利」について勉強中

認定 NPO 法人市民シンクタンクひと・まち社 理事 山本 和恵

20年ぶりに地域活動に関わり、「子どもの権利」について考える会に参加している。しつけと虐待・居場所・多様な学び方の保障・貧困・外国籍などの現状を出し合い、子ども権利条例の市民案をつくることを目指している。錆びついてしまった感覚をどうしたものかと考えていたところ、NPO 法人まち・ぽっと主催の学習会「人権ってなんだろう？」が目にとまり参加した。

講師の金子匡良さん(法政大学教授)は、「人権」は生れながらに持ち、法律で保護されている権利の一部であると説明した。誰もが保障されている権利とは、胎児が世界会議を行ったら何を求めるのか?という例えばなしで①生命の尊重、②自分の人生を自分のものとして生きる、③差別されない、④最低限の生活や教育が保証される、⑤国や社会の運営に関与できる、と紹介した。それぞれ生命権・自由権・平等権・社会権・参政権だが、①生命権は日本に明確なものはないそうだ。これらの権利を正当な理由なしに奪ったり、制限することを人権侵害という。現在の人権感覚について、「人権=思いやり」のイメージが世間に定着しており、誰かが与えるものと捉えている人が多いこと、「和」を重んじる国民性が個人の尊厳をわがままと捉えてしまいやすいこと、女性は複合差別を受けやすいことなどの課題を伝えてくれた。また、保育園や幼稚園における「前偏見の低減に向けた取り組み」が行われて、例えば、肌の色の異なるクラスメイトと遊びたがらない児童がその理由に「色が黒い」と答えたとき保育者は、児童との対話の中で黒い色はチョコレートなど児童が好きな物にもあることを気づかせ、感覚のバリアーを外していき効果をあげているという。講師は、人権感覚を浸透させることは難しいが、抛り所は「世界人権宣言(1948.12 国連総会で採択)」があること、30年後に定着することを目指し、未だ抵

抗感のある「人権」という言葉を使わずに、別の言葉に置き換えて語り、広めていくことが良いのではないかと提案した。

子どもたちに向けた取り組みは学校教育でも行われている。文部科学省が憲法・条例などにある自由・尊厳・権利・義務などの概念と、自己肯定、他者の尊重、共感・受容・想像する力などをバランスよく育てることを目指した実践行動を示し、各校が独自のカリキュラムをつくり実践している。近年、学校指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂されたことも人権感覚を培うことと重なっていると感じる。しかし、人権感覚の浸透は教員や保育士にばかり委ねてよいわけではないはずである。30年前に比べると親世代の生活スタイルは変化しており、父親が積極的に子育てをする姿は一般化し、脳科学が根拠となった情報も多くなりダメージが残るような言動はそれなりに減っているように思う。

昨年、居住区の社会福祉協議会が子ども1,000人アンケートを行った。回答者1,222名(就学前1%、小学生45%、中学生17%、高校生35%、無回答2%)の中間報告だが、「困った時誰に相談するか」に8%が『相談しない』、「大人にして欲しいこと」に『ゆっくり話を聞いて(11才)』、『もうちょっとだけ私のこと見てほしい。もうちょっとだけ笑ってほしい(7才)』という声が気になる。大人の子どもへの向き合い方はまだ改善の余地があるようだ。メディアでは大人の思い込みによる悲惨な事件の報道が後を絶たない。大人に有効な処方箋はあるのだろうか。引き続き勉強していきたい。

